

【反社会的勢力排除条項例】

第●●条(反社会的勢力の排除)

1. 乙は次の事項を確約する。
 - (1) 自らまたは自らの役員が（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じるものをいう）が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」という）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
 - (3) 反社会的勢力が乙の経営に関与していないこと
 - (4) 反社会的勢力に資金提供を行う等、その組織の維持、運営に協力もしくは関与をしていないこと
2. 前項の確約に反する事実が判明したとき、甲は何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。